PANAMA OFFICE（パナマ事務所）	Bella Vista, District and Province of Panama, REPUBLIC OF PANAMA
PANAMA OFFICE VERACRUZ SUB-OFFICE（パナマ事務所ベラクルス出張所）	Reyes Catolicos No. 231 Int. 301 Fracc. Las Americas, C.P.94299, Boca del Rio, Veracruz, UNITED MEXICAN STATES
PANAMA OFFICE GUAYAQUIL SUB-OFFICE（パナマ事務所グアヤキル出張所）	Av. Mercedes de Sanchez y Elisa Roca de Roca, Guayaquil, REPUBLIC OF ECUADOR
VALPARAISO OFFICE（バルパライソ事務所）	Avenue Nueva Libertad 1405, Of. 1703, Vina del Mar, Region Valparaiso, REPUBLIC OF CHILE
BUENOS AIRES OFFICE（ブエノスアイレス事務所）	Av. Sucre 2074, Piso 2, UF "9", Beccar, Partido de San Isidro, Pcia de Buenos Aires, ARGENTINE REPUBLIC
RIO DE JANEIRO OFFICE（リオデジャネイロ事務所）	Avenida das Americas 1650, Rio de Janeiro, FEDERATIVE REPUBLIC OF BRAZIL
RIO DE JANEIRO OFFICE SANTOS SUB-OFFICE（リオデジャネイロ事務所サントス出張所）	Rua Euclides da Cunha, 11 sala 309 11065-100-Santos-SP, FEDERATIVE REPUBLIC OF BRAZIL

○国土交通省告示第九十号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第八条の規定に基づき、次の船級協会の登録をしたので、同法第二十五条の七十において準用する同法第二十五条の六十二第一号の規定により、公示する。

平成二十五年二月四日　　国土交通大臣　太田　昭宏

船舶安全法第八条の規定に基づき船級協会を登録した件

一　登録年月日　平成二十四年十二月二十一日
二　登録番号　4
三　登録船級協会の名称　American Bureau of Shipping
四　住所　ABS Plaza 16855 Northchase Drive Houston, TX77060 United States of America
五　代表者の氏名　Christopher J. Wiernicki
六　検査を行う事業所の名称及び所在地

名称	所在地
日本地区代表事務所	神奈川県横浜市神奈川区栄町1－1　アーバンスクエア横浜
横浜事務所（関東）	神奈川県横浜市神奈川区栄町1－1　アーバンスクエア横浜
神戸事務所	兵庫県神戸市中央区雲井通7丁目1－1　神戸新聞会館
今治事務所	愛媛県今治市常磐町4丁目4－6
長崎事務所	長崎県長崎市万才町7－1　住友生命ビル

○国土交通省告示第九十一号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十九条ノ三第二項の規定に基づき、次の証書発給船級協会の登録をしたので、同条第三項において準用する同法第二十五条の六十二第一号の規定により、公示する。

平成二十五年二月四日　　国土交通大臣　太田　昭宏

船舶安全法第二十九条ノ三第二項の規定に基づき証書発給船級協会を登録した件

一　登録年月日　平成二十四年十二月二十一日
二　登録番号　4
三　登録船級協会の名称　American Bureau of Shipping
四　住所　ABS Plaza 16855 Northchase Drive Houston, TX77060 United States of America
五　代表者の氏名　Christopher J. Wiernicki
六　検査を行う事業所の名称及び所在地

名称	所在地
日本地区代表事務所	神奈川県横浜市神奈川区栄町1－1　アーバンスクエア横浜
横浜事務所（関東）	神奈川県横浜市神奈川区栄町1－1　アーバンスクエア横浜
神戸事務所	兵庫県神戸市中央区雲井通7丁目1－1　神戸新聞会館
今治事務所	愛媛県今治市常磐町4丁目4－6
長崎事務所	長崎県長崎市万才町7－1　住友生命ビル

○国土交通省告示第九十二号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十九条の十五第一項の規定に基づき、次の船級協会の登録をしたので、同法第三項において準用する船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の六十二第一号の規定により、公示する。

平成二十五年二月四日　　国土交通大臣　太田　昭宏

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の十五第一項の規定に基づき船級協会を登録した件

一　登録年月日　平成二十四年十二月二十一日
二　登録番号　4
三　登録船級協会の名称　American Bureau of Shipping
四　住所　ABS Plaza 16855 Northchase Drive Houston, TX77060 United States of America
五　代表者の氏名　Christopher J. Wiernicki
六　検査を行う事業所の名称及び所在地

名称	所在地
日本地区代表事務所	神奈川県横浜市神奈川区栄町1－1　アーバンスクエア横浜
横浜事務所（関東）	神奈川県横浜市神奈川区栄町1－1　アーバンスクエア横浜
神戸事務所	兵庫県神戸市中央区雲井通7丁目1－1　神戸新聞会館
今治事務所	愛媛県今治市常磐町4丁目4－6
長崎事務所	長崎県長崎市万才町7－1　住友生命ビル

○国土交通省告示第九十三号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十九条の四十六第一項の規定に基づき、次の船級協会の登録をしたので、同法第十九条の十五第三項（第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）において準用する船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の六十二第一号の規定により、公示する。

平成二十五年二月四日　　国土交通大臣　太田　昭宏